

植物防掲情報



<http://www.maff.go.jp/pps/>



発行所

農林水産省 横浜植物防疫所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎内 TEL 045-211-7164

ISSN 2186-1625 無断転載禁止

植物防疫所

検索

最新情報

植物防疫所のホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/>)では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

平成28年6月22日現在

法令改正関係情報

- 植物防疫法施行規則及び関係告示が一部改正されました(平成28年5月25日、6月1日)
- 種馬鈴しょ検疫実施要領が一部改正されました(平成28年5月23日)
- 植物防疫法施行規則の指定有害動植物が一部改正されました(平成28年5月10日)
- 「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」が一部改正されました(平成28年4月27日)
主な改正内容は、同要綱第2の4、別表3及び別表8の変更です。
- 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)の別表2の付表第17が改正されるとともに、「タイ産キオウサウェイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「タイ産マンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました(平成28年2月24日)

関輸入検疫

- 「輸入植物検疫規程別表第1に掲げる「植物の種類」等の取扱いについて」を掲載しました(平成28年4月22日)

輸出検疫関係

- 豪州の品目別検疫条件一覧表(貨物)の玄米の条件を更新しました(平成28年5月23日)
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧(平成28年産もも・すもも)を掲載しました(平成28年4月27日)
- 「ベトナム向け輸出りんご検疫実施要領」を制定しました(平成28年4月13日)
- 「輸出入条件検索詳細情報」の検疫条件一覧表(貨物、携帯品及び郵便)のうち、カナダの条件を更新しました(平成28年4月13日)
- 各国の輸入規則等詳細情報の米国、カナダ、コロンビア、チリ、ブラジル及びペルーの情報を更新しました(平成28年3月31日)
- 各国の輸入規則等詳細情報のニュージーランド、仏領ポリネシア(タヒチ)、フィジー及びサモアの情報を更新しました(平成28年3月11日)

国内植物検疫関係

- 「ミカンコミバエ種群の緊急防除の実施について」が一部改正されました(平成28年6月14日)
- 「プラムポックスウィルスの緊急防除の実施について」が一部改正されました(平成28年6月14日)
- 「植物防疫法」、「種馬鈴しょ検疫規程」、「検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件」及び「種馬鈴しょの検査について農林水産大臣が定める基準」が一部改正されました(平成28年4月15日)
- 植物等の移動規制に関する広報強化週間を4月18日(月曜日)から4月22日(金曜日)の間、実施します(平成28年4月14日)
- 「種馬鈴しょ検疫規程」及び「種馬鈴しょの検査について農林水産大臣が定める基準」が一部改正されました(平成28年3月30日)
- 「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました(平成28年3月30日)
- プラムポックスウィルスの緊急防除に関する省令及び告示が改正されました(平成28年3月6日施行)
- ミカンコミバエ種群の誘殺状況を掲載しました(平成28年2月17日～6月22日)

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| ● 最新情報(平成28年6月22日現在) | 表紙 |
| ● 種馬鈴しょ検疫とジャガイモシロリストセンチュウの発生対応 | 1 |
| ● 海外旅行される方へ | 3 |
| ● 試験研究のための輸入禁止品の輸入許可制度について | 4 |
| ● 各地の植物検疫情報「第68回東京みなど祭」に出展しました | 5 |
| ● ベトナム向けリンゴ生果実の輸出解禁について | 5 |
| ● 伊川谷圃場の検定庁舎改修について | 6 |
| ● 輸出検査の円滑化による輸出拡大の取組み(福岡県産イチゴ) | 6 |
| ● [お知らせ] 植物検疫制度に関する情報を多言語でお知らせしています | 7 |
| ● 移動規制植物等に関する広報強化週間について | 7 |

種馬鈴しょ検疫と ジャガイモシロシストセンチュウの発生対応

1. 指定種苗検疫(種馬鈴しょ検疫)

植物防疫所では、海空港における国際検疫（輸出入検疫）業務とともに、国内検疫も実施しており、その一つとして指定種苗検疫があります。

植物防疫法では指定種苗検疫の対象となる種苗を「農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物（指定種苗）」と定めており、生産及び流通の量、防疫の対象となる病害虫の種類などを勘案して指定されます。現在、「ばれいしょ（馬鈴しょ）」が指定種苗とされています。

2. 種馬鈴しょの重要性

馬鈴しょは、栄養繁殖によって増殖するため、種として用いられるいも（種いも）に潜む病害虫が生産に大きな影響を及ぼします。

戦時中から戦後にかけて、働き手を失った国内では、種いもの栽培管理ができませんでした。特にウイルス病による被害が大きく、また昭和22（1947）年には、特に侵入を警戒していた輪腐病が国内で初めて発見され、抜本的な対策が必要となりました。

このため、健全な種いもの原原種を生産する国営の馬鈴薯原原種農場（現在の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（種苗管理センター））が設置されました。昭和25（1950）年には植物防疫法が制定され、翌年から種馬鈴しょに対する検疫が始まりました。

3. 種馬鈴しょ検疫制度

①検査対象地域

種馬鈴しょの生産に関して、特に重要なのは、ウイルス病の感染防止です。このため、ウイルス病を媒介するアブラムシの発生が比較的少ない寒寒冷地

や海岸風が常に吹く産地が適しています。現在、北海道及び長崎県など1道10県が種馬鈴しょ検査の対象地域です。

②検査対象病害虫

【病害】

馬鈴しょバイラス（ウイルス）、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌

【害虫】

ジャガイモガ、ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ

③検査の時期

①植え付けに使用する種いもと植付予定は場

……植付前

②ほ場での検査（春作の場合）

……第1期：萌芽後植物体長15cm頃

第2期：着蕾期から開花期まで

第3期：落花後20日頃まで

③生産物の検査

……掘取期から選別期まで

④合格基準

検査対象病害虫ごとに合格基準が定められています。

4. 種馬鈴しょ検査の困難性

国内最大の種馬鈴しょの生産地である北海道だけでも、原種と採種を合わせて5,117ha（平成27年度実績（速報値））あります。このような面積の全てのほ場について、植物防疫官（又は植物防疫員）のみでの検査は困難なため、生産者団体の中で馬鈴しょの栽培や病害虫に精通した方々を「種馬鈴しょ防疫補助員」として検査の一助を担っていただいています。

5. 重要害虫の新たな発見

終戦直後の馬鈴しょ生産において、輪腐病やジャガイモガの防除にかかった労力は大変なものだったのでとの記録が残っています。

また、昭和47（1972）年には、より難防除のジャガイモシストセンチュウが発生しました。この線虫は、馬鈴しょなどの根に寄生して葉の黄化や縮れを引き起こし、酷い場合には株を枯死させてしまいます。線虫の密度が高いほど被害は大きくなり、高密度では60%の減収となります。この線虫は、雌成虫が多く卵を包有したまま死んで、表皮が硬化した「シスト」（直径0.6mm程度）を形成します。シストは目視での発見が困難で、中の卵は土中で10年以上も生き続け、農薬の効果も低いと言われています。現在、多くの抵抗性品種の作出や、防除技術の開発も進められていますが、根絶には至っていません。

健全な種馬鈴しょの使用や適切な輪作、農機具の洗浄など、まん延防止対策が重要です。

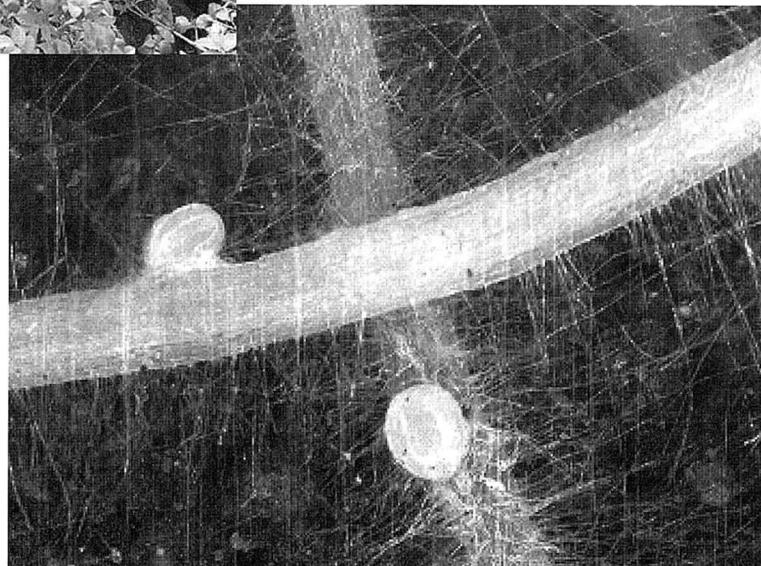
このような中、平成27年8月には北海道網走市において新たにジャガイモシストセンチュウの発生が確認されました。この線虫も目視での発見が困難なため発生範囲の特定が難しく、ジャガイモシストセンチュウと同様にシストを形成するなど防除も難しいものです。また、国内ではこの線虫の抵抗性品種が作出されていないため、その防除方法の開発が急務であることから、北海道や各研究機関が研究を進めています。

種馬鈴しょ検疫においては、平成28年3月30日付けて関係規則を改正し、この線虫も検査対象害虫として追加されました。

これからも引き続き、種馬鈴しょ検査、発生調査や防除、まん延防止について、幅広い関係者のご理解とご協力をお願いいたします。



ジャガイモシストセンチュウ被害ほ場



ジャガイモシストセンチュウ雌成虫
(根に寄生したシスト)

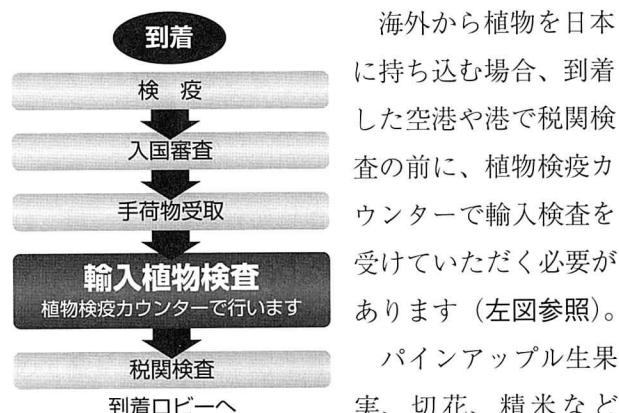


はじめに

海外旅行の際、「おみやげ」として、珍しい果実などを日本に持ち帰りたい、または、日本のおいしい果実や野菜などを外国に持ち出したい方が多くいらっしゃいます。

しかし、植物の種類や旅行先によって、残念ながら持ち帰れない、持ち出せないものがあります。これは植物に付着して新たな病害虫が侵入することを防ぐために定められた植物検疫制度によるものです。また、輸出入時には検査が必要です。ここでは、海外旅行時にスムーズに持ち込み、または、持ち出しができるよう、手続きや注意点を説明します。

海外から植物を持ち込む場合



は病害虫などの付着がなければ、日本へ持ち込めます。しかし、アメリカ大陸、中国、東南アジア、ヨーロッパなど一部の地域には重要な病害虫（ミバエ類やコドリンガなど）が発生しているため、カンキツ類、マンゴウ、リンゴの生果実など日本への持ち込みが禁止されているものがあります。禁止されている植物は国（地域）によって異なりますのでホームページ（<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/>）



輸入検査風景

exp/condition.xhtml）で事前にご確認ください。

海外に植物を持ち出す場合

日本から海外に植物を持ち出す場合は、渡航先の国の植物検疫条件の確認が必要となるので、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせください（右図参照）。持ち込みの可否や植物検査証明書が必要な場合の申請手続きなどをお知らせします。

旅行の予定が決まったら…

渡航先の検疫条件の確認

お近くの植物防疫所へお問い合わせください

輸出植物検査

お近くの植物防疫所（国際空港内にもあります）で行います

搭乗手続

税関手続

出国審査

搭乗

輸出検査は、全国の港や空港にある植物防疫所で受検できます。平成27年7月現在、新千歳空港、成田空港、羽田空港、関西空港及び福岡空港内に設置されている「輸出植物検疫カウンター」でも輸出検査を受検できるようになりました。

輸出検査では、「輸出検査申請書」の提出が必要です。申請書は検査当日に記入して提出することができますが、お手持ちのパソコンから事前にオンラインで申請することもできますので、ぜひご利用ください。

おわりに

日本を含め渡航先の国や地域が検疫条件を変更した場合、その都度、植物の持ち込みや持ち出しの検疫条件も変わりますので、最新の情報は植物防疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）でご確認されるか、最寄りの植物防疫所にお問い合わせいただくようお願いします。（神戸植物防疫所関西空港支所T1旅客担当）



輸出検査風景

試験研究のための 輸入禁止品の輸入許可制度について

日本未発生の輸入禁止対象病害虫の寄主植物、生きた検疫対象の病害虫、土または土が付着する植物などは、植物防疫法で輸入が禁止されています。しかし、学術研究を目的として特別に必要な場合、輸入禁止品であっても病害虫が分散しない管理場所や管理方法などの条件を付けて農林水産大臣が輸入を許可する制度（輸入禁止品の輸入許可制度）があります。

この制度を利用して輸入禁止品を輸入するには、
①事前に植物防疫所を経由して農林水産大臣あ
てに申請
②植物防疫所は提出された申請内容や管理場所
などが基準を満たしているかを審査
③輸入方法、輸入後の管理方法などの許可条件を
付した輸入禁止品輸入許可指令書（以下「指令
書」といいます。）の交付（あわせて輸入許可
証票（以下「証票」といいます。）の発行）
④許可条件に従った輸入、管理の実施
という流れになります。

輸入が許可された後、発送時から輸入後の管理の
主な注意事項は次のとおりです。

1. 発送時の注意事項

①輸入が許可されると、こん包の外装に貼り付ける
ための証票が1梱あたり2枚発行されます。証票
は、輸入時に使用するこん包の外装に1枚は表面
(白色)、もう1枚は裏面(黄色)の2枚一組とし
て貼り付けてください。

②貨物や郵便
で輸入する
場合は、あ
らかじめ輸
出者に証票
を送り、こ
ん包の見え
やすい場所



許可証票を貼ったこん包

に貼るよう十分説明してください。

- ③丈夫なこん包材料を使用し、破損して輸入禁止品
が散逸しないよう厳重にこん包してください。
- ④貨物や郵便物で輸入する場合は、宛先の住所を指
令書に記載されている植物防疫所としてください。
植物防疫所で輸入検査を行います。検査後、
植物防疫所から輸入許可を受けた方へ発送しま
す。

2. 輸入時の注意事項

- ①輸入許可申請者ご本人または関係者が携行して輸
入する場合は、到着した日本の海空港の税関検査
の前に必ず植物検疫カウンターで輸入検査を受
けてください。
- ②貨物や郵便で輸入する場合、到着時にこん包内に
「輸入通知書」が同封されていることをご確認く
ださい。この書類がない場合、輸入検査を受けて
いないおそれがありますので、速やかに植物防疫
所まで連絡してください。

3. 輸入後の管理の注意事項

輸入後は指令書にある管理場所で、定められた条
件に従って病害虫や土が散逸しないよう、厳重に管
理してください。また、使用の都度使用者、供試数
量などの記録をつけるとともに、年に一回管理状況
報告書の提出が必要です。

輸入数量が許可された数量より多い場合やこん包
に証票が貼付されていない場合、輸入検査を受けず
に輸入した場合、定められた管理場所や方法以外で
使用した場合などは許可条件違反となり廃棄処分と
なりますので特に注意が求められます。

詳しくは植物防疫所ホームページ（関係法令・
手続き案内→輸入禁止品の輸入許可 <http://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>）でご
確認ください。

横浜植物防疫所東京支所種苗・国内検疫担当

「第68回東京みなと祭」に出展しました

平成28年5月14日～15日、晴海埠頭で東京港の開港記念日（5月20日）を祝して第68回東京みなと祭が開催（総入場者数8万人）され、東京支所からは、晴海客船ターミナル2階に設置された「見て！ふれて！東京港」のコーナーに植物検疫に関する展示を行いました。

当所のブースでは、輸入禁止対象となる生果実や日本への侵入を警戒しているミバエ類などの害虫、国内の一部にのみ発生しているアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシなどの害虫の模型などの資料を展示しました。

来場の皆様への案内の中で、一部の国からはほとんどの生果実が日本に持ち込めないことや、世界中で発生している病害虫が日本に侵入することのないように植物検疫を行っていること、日本国内であっても重要な病害虫の発生している地域か



東京みなと祭出展ブースの様子

らは移動できない植物があることを説明しました。

また、アブラムシなどの身近な虫の顕微鏡を使った観察体験を行いました。

今後も、皆様に広く植物検疫制度をお知らせするため、さまざまな機会において広報活動に努めています。

名古屋植物防疫所輸出検疫担当

ベトナム向けリンゴ生果実の輸出解禁について

ベトナムは日本産リンゴ生果実の輸入を禁止していましたが、数年にわたる技術的協議の結果、平成27年9月17日付けで解禁されました。

主な輸出条件は、①植物防疫所により生産圃場が登録され、都道府県などの防除指導に基づいた適切な病害虫防除が行われること、②栽培期間中に年4回（開花期2回、収穫期前2回）、ベトナムが侵入を警戒する病害15種を対象に栽培地での検査が行われること、③実をつけてから収穫30日前までの間、果実に袋かけが行われること、④病害虫寄生果などの識別研修を受けた選果技術員の指導のもと、植物防疫所で登録された選果こん包施設で適切な選果こん包作業が行われること、⑤植物防疫所による輸出検査が行われ、ベトナムが侵入を警戒する害虫8種及び病害8種（一部栽培地検査対象と重複）が認められないことなどです。こ



ベトナム向け輸出用リンゴ登録生産ほ場(長野県)

これらの条件を満たし合格となったリンゴ生果実がベトナムへ輸出されます。

27年産は、青森県から21tが輸出されました。28年からは、新たに長野県も輸出に取り組むこととなり、現在、両県で栽培地検査を実施しています。

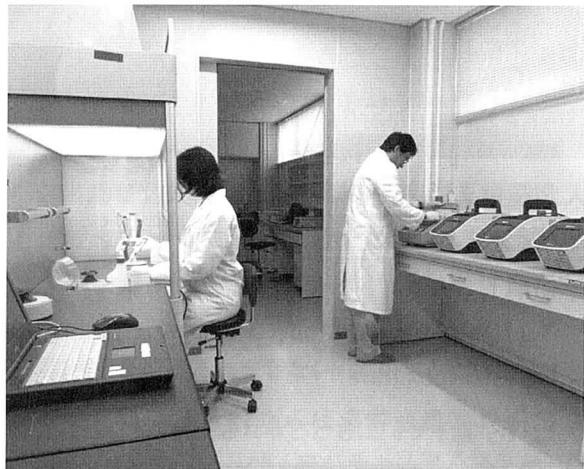
神戸植物防疫所生物検定担当

伊川谷ほ場の検定庁舎改修について

神戸植物防疫所伊川谷ほ場では、海外から輸入される果樹類の穂木・苗木やイモ類などを温室内などで一定期間栽培して、細菌やウイルスに感染していないか確かめる隔離検査を行っています。これまで無病の検定植物を育成して輸入された果樹類の汁液を接種または穂木を接木して検定する生物検定、電子顕微鏡観察及びELISAなどの抗血清診断が主でしたが、近年は遺伝子診断が多く行われるようになりました。

伊川谷ほ場では、昭和62（1987）年に整備された検定庁舎の一部を使用して遺伝子診断を行っていましたが、遺伝子診断に適した構造に改修する施設整備を行い、今年1月に竣工しました。

今後は、「試料調製・核酸抽出」、「遺伝子増幅」と「電気泳動」の各作業工程を独立した部屋で



伊川谷ほ場の実験室

行うとともに、新たな機器の整備により、迅速な遺伝子診断が行えるようになりました。

門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所

輸出検査の円滑化による輸出拡大の取組（福岡県産イチゴ）

農林水産省では、農産物の輸出拡大を目指してさまざまな取組を行っています。その一つとして、訪日旅行客がおみやげとして購入した農産物を持ち帰る際の輸出検査を受ける手続きを簡素化する試みとして、平成27年度から「おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業」に取り組んでいます。この中で平成28年1月から3月まで福岡県において、タイからの旅行客に対するイチゴのモデル販売を行いました。

このモデル販売は、福岡県内の観光農園や直売所で訪日旅行客が購入したイチゴの輸出検査申請書の記入サポートや輸出検疫手続きを旅行業者などが代行するもので、訪日旅行客は帰国日に福岡空港でイチゴとともに植物検査証明書を受け取れるというものです。福岡空港出張所では、期間中、約250件のタイ向けイチゴの検査を行いました。



福岡空港の輸出検疫カウンターでのイチゴの輸出検査

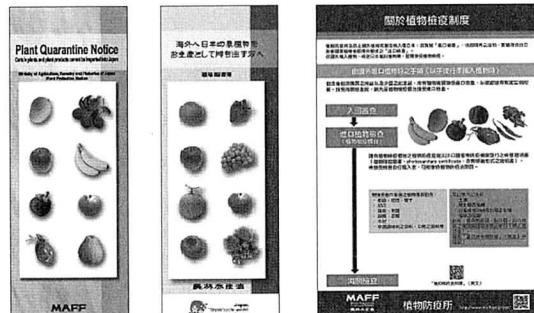
このような取組を通じ、海外の皆様にも高品質な日本産農産物の魅力を広くお伝えし、今後のさらなる輸出拡大へつなげていきたいと考えています。

植物検疫制度に関する情報を多言語でお知らせしています

植物防疫所ホームページでは、外国人旅行者や留学生の方などにも広く日本の植物検疫制度をお知らせするため、9ヵ国語に対応したページを公開しています。トップページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）上部のバナーからご利用頂けます。このほかにも、輸入及び輸出植物検疫について紹介したリーフレットを諸外国語版で作成し、ホームページに掲載しています。（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/index.html>）

海外に農産物をおみやげとして持ち出す際

や、来日時に植物を持ち込む際の手続や規制についてお知らせする内容となっていますので、ぜひご活用ください。



リーフレット各種



英語、中国語、フランス語、アラビア語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ポルトガル語及びロシア語に対応しています

移動規制植物等に関する広報強化週間について

沖縄県全域、鹿児島県の奄美群島及びトカラ列島、東京都の小笠原諸島には、アリモドキゾウムシなど、農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。これらのまん延防止のため、発生地域からの病害虫やその寄主植物であるサツマイモやカンキツ類の苗木などの移動が植物防疫法によって規制されています。植物防疫所では、これらの持ち出しが行われないよう、港や空港において情報提供や取締りを行っています。また、ゴールデンウィークや年末年始など旅行シーズンにあわせて「広報強化週間」を年3回設定し、全国一斉に重点的な周知活動を展開しています。

広報強化週間中は、旅行者の皆様へ植物検疫のリーフレットをお配りするほか、生産者や旅行業者、関係団体の方々へポスター・チラシを

配付します。引き続き、病害虫のまん延防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



平成28年度の移動規制植物等に関する広報強化週間

第1回：平成28年4月18～22日

第2回：平成28年7月11～15日

第3回：平成28年12月12～16日